

土地改良法の改正を踏まえたこれからの農業農村整備政策の展開  
(Enforcement of Agricultural and Rural Development Policy Based on Revised Land Improvement Act)

増岡宏司  
Koji Masuoka

1. はじめに

土地改良事業は、農業の生産手段である土地や水のつながりがある一定の地域を対象として、農用地の区画形質の変更、農業水利施設の新設及び管理等を行うことにより、当該地域の土地と水の利用の合理化を図り、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に寄与することを目的としている。

土地改良法は、戦後の復興過程における食糧問題の解決のために盛んに展開されていた土地改良事業の実施手続きを明らかにするものとして、昭和24年に制定された。その後、それぞれの時代の要請に応じて適宜法律改正を行っており、直近では平成13年に、原則環境との調和へ配慮して事業を実施すべき旨を規定する、事業の廃止のための手続を規定する等の大改正を行っている。

平成29年（第193回国会にて審議中）の土地改良法改正は、

- (1) 農地中間管理機構による担い手への農地の利用集積を促進する中で、今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構への農地の貸付けは増加する見込みとなっているが、その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれがある一方、農地中間管理機構に農地を貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があること、
- (2) 農業水利施設について、今後十年間で、ダムなどの基幹的な施設の約四割が標準耐用年数を超過する見込みの中で、近年、東日本大震災等の巨大地震が日本各地で発生しており、ため池等の農業水利施設の耐震化事業を迅速かつ機動的に実施していくことが求められていること、
- (3) 近年、パイプラインが破裂する等の突発事故が増加しており、突発事故に迅速かつ機動的に対応していくことが必要であること

等の状況を踏まえ、農地の利用の集積の促進、防災及び減災対策の強化、事業実施手続の合理化に関する措置を講ずるものであり、平成13年以来の大改正となっている。

2. 土地改良法の主な改正概要

(1) 農用地の利用の集積の促進に関する措置

担い手への農用地の利用集積の加速化及び高収益作物への転換を促進するため、都道府県は、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地のみを対象として土地改良事業を行う場合には、機構の同意のみをもって、事業参加資格者の申請、同意及び費用負担なく、実施できることとする。

(2) 農業水利施設の耐震化ための事業制度の創設

巨大地震が発生した場合に農業上の被害に加えて周辺住民の生命、身体、財産等に甚大

な被害が生ずる事態に対応するため、国又は地方公共団体は、ため池等の農業水利施設の耐震化を目的とした土地改良事業を急速に行う必要があると認める場合には、現行の災害復旧事業と同様に、事業参加資格者の申請及び同意なく、実施できることとし、事業参加資格者の費用負担は、原則として不要とする。

(3) 突発事故被害の復旧事業における手続の簡素化

農業水利施設等の土地改良施設の突発事故による被害が生じた際に行う原状復旧を目的とした事業について、現行の災害復旧事業と同様に、事業参加資格者の申請及び同意なく、実施できることとし、事業参加資格者の費用負担は、原則として不要とする。

(4) 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件の廃止

国又は都道府県が行う土地改良事業の申請に必要な事業参加資格者の人数の要件(15人以上)を廃止する。

(5) 土地改良施設の更新事業における同意手続の簡素化

農業水利施設等の土地改良施設の更新事業のうち、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、組合員の同意なく、実施できることとする。

(6) 土地の共有者等の取扱い

土地に共有者又は複数の使用収益権者がある場合、土地改良事業の申請者等の事務処理上の便宜のため、事業参加資格者に係る規定の適用について合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、当該共有者等のうちから代表者一人を選任することとする等、土地の共有者等の取扱いについて定める。

3. 終わりに

今回の改正では、農地中間管理機構と連携したほ場整備事業、耐震化のための事業、突発事故被害への対応事業の3事業について、国や都道府県等が非申請で事業を実施できる規定を位置付けている。今後、農業者の高齢化・減少が加速化し、農村や農業の構造が大きく変化する中で、施設の管理や更新を適切に行うための仕組みが不可欠である。

土地改良法の一部改正について

(赤字：今回の改正により措置するもの)

事業実施主体	土地改良区、土地改良区連合		国、都道府県				農協同組合、農地中間管理機構等	市町村	
	申請事業		非申請事業		急施の事業				
事業開始手続	施設更新事業 (本来機能維持)		現行の事業	機構関連事業	耐震化事業	災害復旧、突発事故復旧			
同意	事業参加資格者の2/3以上の同意 (§52)	事業参加資格者の2/3以上の同意 (§85②等)	事業参加資格者の2/3以上の同意 (§87の2②)				所有者及び地上権等の使用収益権者全員の同意 (§95②)	事業参加資格者の2/3以上の同意 (§96の2②)	
申請	事業参加資格者15人以上による土地改良区の設立認可の申請 (§7①)	事業参加資格者15人以上による土地改良事業実施の申請 (§85①)	土地改良区による土地改良事業実施の申請 (§85の3①)	農林水産大臣又は都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87の2①)	都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87の3①) 機構の同意	緊急耐震工事計画の策定 (§87の4①)	農林水産大臣又は都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87の5①)	都道府県知事の認可 (§95①)	市町村による土地改良事業計画の策定 (§96の2①)
計画等	都道府県知事の認可 (§10①) ↓ 土地改良区の設立 (§10②) ↓ 事業の実施	農林水産大臣又は都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87①) ↓ 事業の実施	農林水産大臣又は都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87①) ↓ 事業の実施	農林水産大臣又は都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87の2①) ↓ 事業の実施	都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87の3①) ↓ 事業の実施	緊急耐震工事計画の策定 (§87の4①) ↓ 事業の実施	農林水産大臣又は都道府県知事による土地改良事業計画の策定 (§87の5①) ↓ 事業の実施	都道府県知事の認可 (§95①) ↓ 事業の実施	市町村による土地改良事業計画の策定 (§96の2①) ↓ 事業の実施
事業参加資格者等の費用負担	組合員に対し強制賦課徴収 (§35①、§36)	利益を受ける事業参加資格者に対し強制賦課徴収 (§90②、§91①)		なし		原則なし (2/3以上の同意を得れば利益を受ける事業参加資格者から徴収可 (§90⑦、§91④))	規約に費用負担者を規定 (規則 §71①)	利益を受ける事業参加資格者に対し強制賦課徴収 (§96の4)	

※ 土地改良区又は土地改良区連合が行う施設更新事業、国又は都道府県が行う申請によらない施設更新事業については、国又は都道府県が申請に基づき行う施設更新事業の場合と同様に、事業参加資格者の同意を得ることなく事業を実施できる (§48③、§87の2④)。  
 ※ 土地改良区、土地改良区連合又は市町村が行う急施の災害復旧事業については、国又は都道府県が実施する場合と同様に、事業参加資格者の同意を得ることなく事業を実施できる (§49①、§96の4)。